

第7次富士宮市健康増進計画・第5次富士宮市食育推進計画・第2次富士宮市  
歯科口腔保健計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル 応募要領

この応募要領は、富士宮市が実施する「第7次富士宮市健康増進計画・第5次富士宮市食育推進計画・第2次富士宮市歯科口腔保健計画策定業務（以下「本業務」という。）」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

第7次富士宮市健康増進計画・第5次富士宮市食育推進計画・第2次富士宮市歯科口腔保健計画策定業務

(2) 業務内容

別添「第7次富士宮市健康増進計画・第5次富士宮市食育推進計画・第2次富士宮市歯科口腔保健計画策定業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）記載のとおり。ただし、契約時における業務仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて変更することができる。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 委託費

本業務に関する費用は、以下のとおりである。なお、金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

【委託上限金額】 6,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内  
（年度別内訳）

令和6年度 3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 3,200千円以内（消費税及び地方消費税を含む。債務負担行為を設定）

※見積書の金額が委託上限金額を超過した場合は、失格とする。

3 スケジュール

選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

4月15日（月）9：00	参加表明書受付開始（HP公開）
4月30日（火）17：00	参加表明書、企画提案書概要版の提出期限
5月1日（水）まで	参加資格通知
5月2日（木）	第一次審査
5月7日（火）まで	第一次審査結果通知
5月14日（火）17：00	仕様書等に関する質問提出期限
5月30日（木）17：00	辞退届提出期限
6月3日（月）17：00	企画提案書及び関連書類の提出期限
6月11日（火）	第二次審査（プレゼンテーション）
6月14日（金）まで	第二次審査結果通知書の交付

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 富士宮市物品購入等入札参加業者の資格を有する者
  - イ 引続き2年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を、参加申込書の受付期限日までに提出した者
- (3) 参加表明書の提出日において、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去5年間（契約年度が平成31年度以降）に地方公共団体の健康保健分野の計画策定業務について受注実績があり、最新の法改正情報及び国や県、他市町の動向等の情報収集力業務遂行の確実な実施体制を持っていること。

#### 5 参加手続き等

##### (1) 参加に必要な書類の提出

ア 受付期間 令和6年4月30日（火）午後5時まで

イ 提出先 〒418-0005 静岡県富士宮市宮原12番地の1

富士宮市役所 保健福祉部 健康増進課

ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）

※持参の場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。

郵送で提出する場合は、電話で到着状況を確認すること。

##### エ 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（様式1） 1部

(イ) 会社概要書（様式2） 8部

(ウ) 業務経歴書（様式3） 8部

(エ) 誓約書（様式4） 1部

(オ) 企画提案書概要版（任意様式 A4サイズ2枚程度） 8部

オ 参加資格等に係る質問は、随時受付・回答するものとする。

(2) 参加資格結果通知について

参加表明書を受理した後、資格要件の審査を行い、全ての要件を満たしている者を有資格者として取り扱う。その結果について、全ての参加者に対し令和6年5月1日（水）までに参加資格結果通知書を参加表明書に記載の担当者メールアドレスへ通知する。

(3) 辞退

参加表明書提出後に、自己の都合により辞退する場合は辞退届（様式6）を提出すること。なお、辞退届提出後は辞退の撤回ができない。

ア 提出期限 令和6年5月30日（木）午後5時必着（持参又は郵送）

イ 提出先 〒418-0005 静岡県富士宮市宮原12番地の1  
富士宮市役所 保健福祉部 健康増進課

6 企画提案書の作成方法等について

参加表明書の提出を受けた資格要件の審査の結果、参加資格有りとなされた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類を紙に印刷し、提出すること。なお、用紙はA4版縦置き横書きを基本（図表等でA3判を使用する場合は、A4判に折ること。）とし、縦書き（左綴じ）で製本すること。印刷について、片面・両面は問わない。

ア 企画提案書表紙（様式7）及び企画提案書類（任意様式） 8部

イ 業務実施体制調書（様式8） 8部

ウ 見積書（任意様式） 原本1部・写し8部

(ア) 見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載されたすべての業務の見積金額と内訳金額（税込み）を記載すること。

(イ) 見積は令和6年度業務と令和7年度業務の内訳金額が分かるようにすること。

(ウ) 内訳金額は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

(2) 企画提案書の構成

ア 企画提案書には、別紙「業務仕様書」及び「審査項目及び評価基準」に沿った提案を記載すること。

イ 企画提案書は、別紙「審査項目及び評価基準」の順番に構成すること。

ウ 企画提案書は、40ページ以内とすること。

(3) 業務仕様書に関する質疑

ア 受付期間及び提出方法

令和6年4月15日（月）午前9時から令和6年5月14日（火）午後5時までに、質問書（様式9）を電子メールで提出すること。

イ 提出先

・富士宮市役所 保健福祉部 健康増進課

メールアドレス：[kenko@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:kenko@city.fujinomiya.lg.jp)

・電話：0544-22-2727 ※ 送信後、電話で受信状況を確認すること

ウ 回答期日及び回答方法

質問到着後、3営業日以内に、全ての参加者に対して、回答を電子メールにより送信

する。

(4) 企画提案書の提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は一切受け付けない。

(5) 企画提案書の提出先

〒418-0005 静岡県富士宮市宮原12番地の1

富士宮市役所 保健福祉部 健康増進課

(6) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※持参の場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。郵送で提出する場合は、電話で到着状況を確認すること。

## 7 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。

(3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

(4) 企画提案書等の提出後、本補足資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。

(6) 提出された書類は、返却しないものとする。

(7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

## 8 第一次審査（書面審査）

有資格者が5者以上の場合は、選定委員会において、第一次審査を実施する。なお、4社以下の場合には、第二次審査において第一次審査の審査項目を併せて評価する。

(1) 実施日 令和6年5月2日（木）

(2) 評価基準 別紙「第7次富士宮市健康増進計画・第5次富士宮市食育推進計画・第2次富士宮市歯科口腔保健計画策定業務委託プロポーザル審査項目及び評価基準」のとおりとする。

(3) 結果通知 結果について、全ての企画提案者に対し令和6年5月7日（火）までに第一次審査結果通知書を参加表明書に記載の担当者メールアドレスへ通知する。

(4) その他 審査内容や採点等に関する問い合わせは、一切回答しない。また、審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。審査は非公開とする。

## 9 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日 令和6年6月11日（火） ※時間については、個別に連絡する。

(2) 場所 富士宮市保健センター 2階大ホール

- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 審査時間 プレゼンテーションは30分以内、質疑応答は10分以内の合計40分以内とする。
- (5) 内 容 プロジェクターの使用を可とする。また、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。
- (6) 映像機器等 プロジェクター、スクリーン、マイクは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。  
また、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション前の10分以内、片付けは5分以内とする。
- (7) 評価基準 別紙「第7次富士宮市健康増進計画・第5次富士宮市食育推進計画・第2次富士宮市歯科口腔保健計画策定業務委託プロポーザル審査項目及び評価基準」のとおりとする。
- (8) 結果通知 結果について、全ての企画提案者に対し令和6年6月14日（金）までに第二次審査結果通知書を参加表明書に記載の担当者メールアドレスへ通知する。
- (9) その他 審査内容や採点等に関する問い合わせは、一切回答しない。また、審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

#### 1 0 優先交渉権者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も評価点の合計が高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 企画提案者が一者の場合、当該提案が最低基準以上であれば優先交渉権者として決定することができる。

#### 1 1 選定の取消

優先交渉権者として選定された者が、選定の日から契約締結の日までに、次の(1)～(4)に該当することとなった場合には、優先交渉権者としての選定を取り消し、契約締結は行わないものとする。

この場合、次に評価点の合計が高い者を新たな優先交渉権者として手続を行うものとする。

- (1) 4「参加資格」に規定する要件を満たす者でなくなった場合
- (2) 本プロポーザルにおいて、提出書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 第三者の著作権等を侵害する行為があった場合

#### 1 2 その他

- (1) 企画提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、その為に必要な措置を講じる

- こと。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。
- (2) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。